

### 工場緑化の現状と規制見直しの必要性

緑地面積率を20%と規制することにより、全国の工場における緑化面積率は15.0%まで上昇するなど、工場緑化は着実に進展。しかし、構造改革特区、総合規制改革会議及び今回の小委員会に関して実施した自治体や事業者に対するアンケートによれば、緑地・環境施設と認める基準、緑地・環境施設の面積率等に関する規制見直しの要望が全国から提出されている。

### 資料 1 における検討の全体の流れ

( 下線部が具体的に討議検討いただく点)

#### 1. 工場立地法における緑地等の効果・機能

- (1) 従来までの工場立地法が緑地等に期待している効果・機能
- (2) 緑地に関する新たな効果・機能と工場立地法の緑地等の効果・機能

#### 2. 緑地等の効果・機能の評価及び具体的事例の検討

- (1) 緑地等の効果・機能の評価
- (2) 集合地特例等において認める緑地等の遮断性要件の検討
- (3) 緑地と環境施設以外の施設との重複に関する検討
- (4) 環境施設の範囲に関する取り扱いについての検討

#### 3. 緑地面積率、環境施設面積率

- ・ 緑地等の面積率（緑地：20%、環境施設：25%）の変更の要否

#### 4. 緑地面積率、環境施設面積率に関する地域準則

- (1) 地域準則の現状
- (2) 地域準則のあり方

## 1. 工場立地法における緑地等の効果・機能

- (1) 従来までの工場立地法が緑地等に期待している効果・機能
- (2) 緑地に関する新たな効果・機能と工場立地法の緑地等の効果・機能

### 具体的な検討内容

工場立地法が緑地等に期待している効果・機能を整理の上、近年、緑地に対して期待されている新たな効果・機能につき、工場立地法が目指す周辺地域の生活環境との調和等に資するものとしてどの程度重視するのかにつき検討する。

## (1) 従来までの工場立地法が緑地等に期待している効果・機能

### 心理的効果

樹木は、その特性、集団の状態などによって、人々にすがすがしさ、やすらぎ、神秘性、荘厳感、時には畏怖感など、いろいろな精神作用を与え、人間性と健康の向上に役立ち、厚生への大きな支えとなっている。この複雑で、かつ計量的に表現しがたい効果は、緑のみが持つ作用である。工場環境に於いては、神経系の常時緊張、労働の単純化による疲労感、焦燥感、抑圧感があり、心の洗濯場所となる緑地が要求されており、また、工場の周辺が緑地であることは、周辺の地域社会に与える安心感、美的感覚などの心理的効果が極めて高い。

### 大気の浄化

緑地は、光合成作用によって、酸素の供給と炭酸ガスの固定を行うと共に、有害ガス、ばい煙、しん埃などの大気汚染物質の吸着などによる大気浄化の作用が期待できる。しかし、この作用は、計量的に多くを期待することは無理である。たとえば、大阪市民の生存に必要な酸素供給源として森林を求める場合、四国全土に相当する広さの森林が必要だと言われ、また大気汚染物質の吸着にしても、その能力にはおのずから限界があるので、公害対策としてはあくまでも発生源の除去対策が基本であり、緑地の役割は補完的なものと考えべきである。

### 騒音の防止

緑地帯における遮音効果は、樹木の種類、植生によって異なるが、遮音の一般的な減衰は、距離、障害物、大気の吸収、気象条件などの種類のパラメータに左右される。緑地の遮音効果の定量的把握は非常に難しいが、一般的には、葉量の多い樹木を密植し、しかも立体的に覆われている場合に騒音軽減の効果が大きいと言われている。音が良好な構成をもつ林帯を通過するときは、35メートル幅

毎に10分の1ずつ減衰する。また騒音の発生源は林帯によって外部と遮ることにより、視覚的にも音響源がわからないので、心理的な効果もかなり期待できる。

#### 防災、保安効果

工場、石油関連企業などでは、火災の際の熱放射はきわめて大きく、緑地及び植栽はその点で大きな効果をもたらす。すなわち、熱放射は、道路に障害物があるとそこで回折し、障害物の裏側では温度はやや下がることがある。また災害がおきた場合の工場内における避難経路または避難地としての効果も大きいと思われる。

#### 緑地の利用効果

緑地をスポーツ、遊戯、レクリエーション用途に利用することによって、身体の発達、健康の増進効果ははかれる。工場緑地や福祉向上施設を、従業員のみではなく地域住民に開放することは、工場の地域社会における融和効果を高め、真に工場が地域社会の一構成員として位置づけられることを可能とする。

#### 太陽輻射の緩和

工場敷地内は人工建材物に囲まれており、照り返しが相当ある。その際、緑地は陽光及び地面からの熱輻射を緩和する。

#### 飛砂、風塵の防止

工場敷地表面が地被植物や樹木に覆われていることにより、工場内の飛砂、風塵の発生が防がれる。

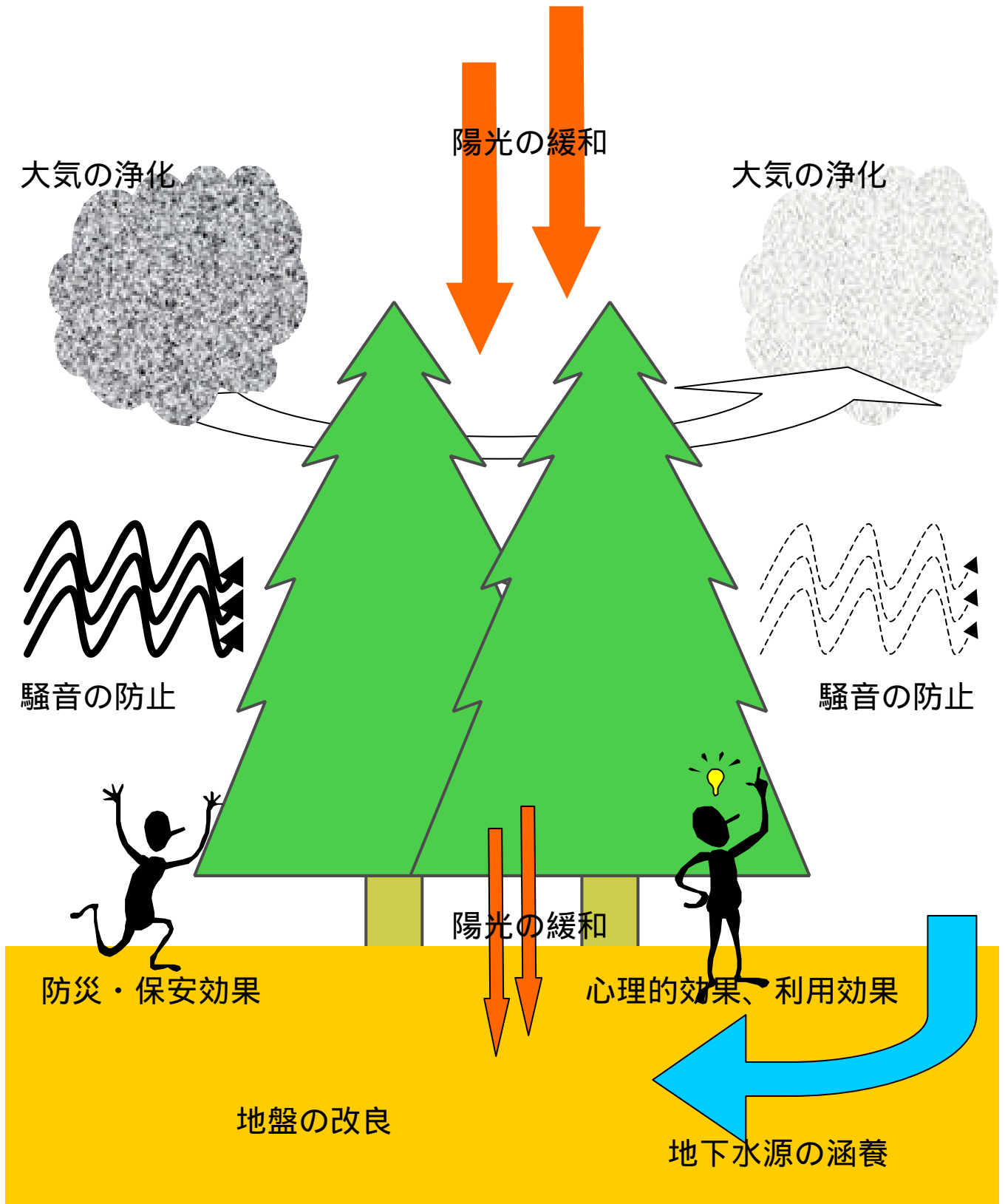
#### 地下水源の涵養

工場緑地の拡大により、工場敷地における流水の安定がはかれ、地下水への供給量は増大する。

#### 地盤の改良

工場敷地が粗造成のまま使用されていると、流水時に泥水となって流れ出る。緑地化によって土砂流出が抑止されると同時に、地被植物や樹木の根により地盤の崩れが防止される。

工場立地法が念頭に置いている緑地等の効果に関するイメージ



(2) 緑地に関する新たな効果・機能と工場立地法の緑地等の効果・機能

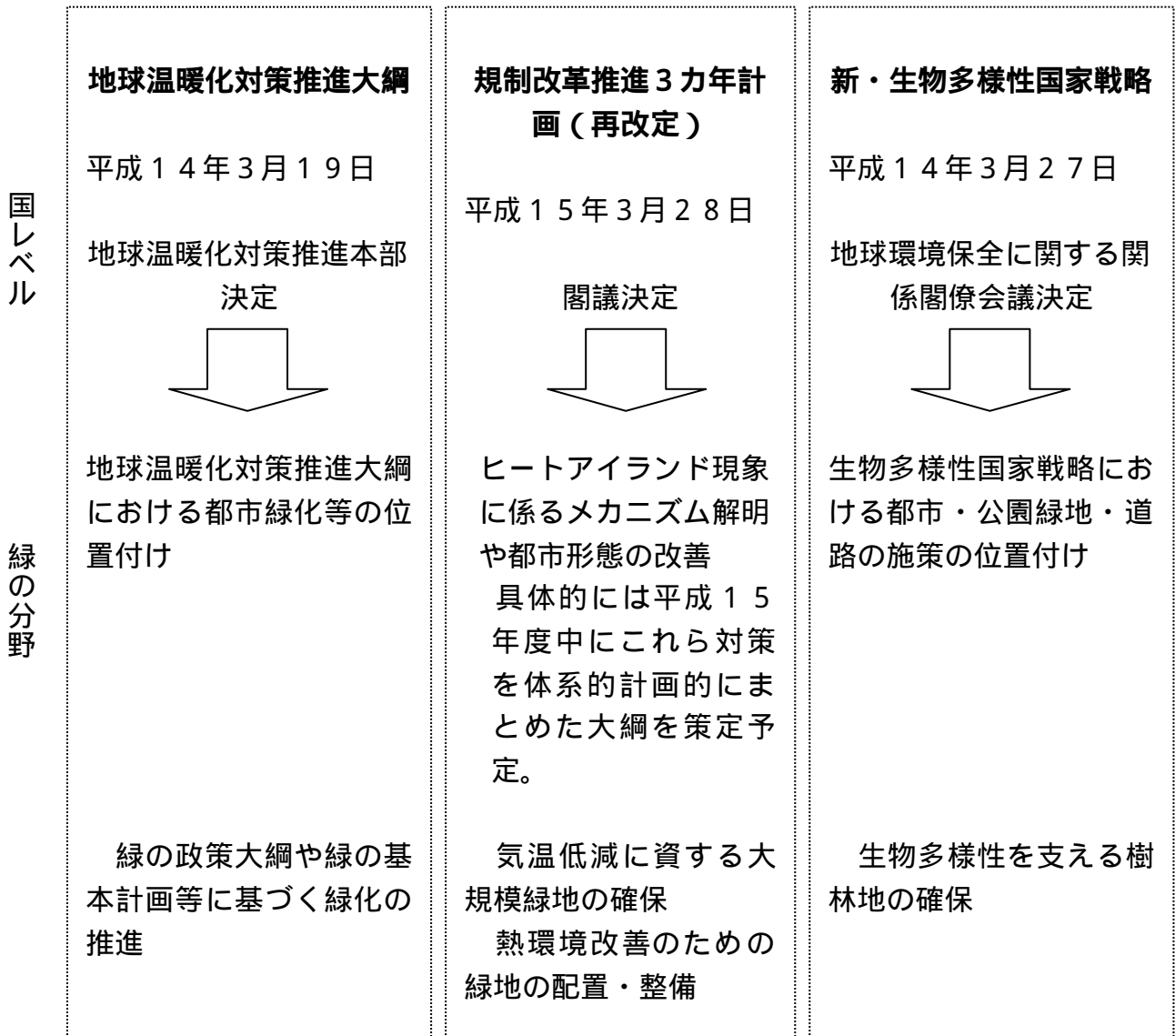
緑地に関する新たな効果・機能として、前述した工場立地法における緑地等の効果・機能とは異なるものが現れている。

【緑地の新たな効果・機能と政府レベルでの位置づけ】

地球温暖化対策

ヒートアイランド対策

生物多様性対策



## 2. 緑地等の効果・機能の評価及び具体的事例の検討

- (1) 緑地等の効果・機能の評価
- (2) 集合地特例等において認める緑地等の遮断性要件の検討
- (3) 緑地と環境施設以外の施設との重複に関する検討
- (4) 環境施設の範囲に関する取り扱いについての検討

### 具体的な検討内容

現行の工場立地法では認めていないものを緑地等として認めるよう求める声が多くある。構造改革特区や今回の小委員会に関して実施した自治体や事業者に対するアンケートで緑地等として認めるべきとして提案されたものにつき、緑地等として認める基準等について検討する。

### (1) 緑地等の効果・機能の評価

#### 工場立地法で従来から認めている緑地等が有する効果・機能の評価

効果	具体的作用	主な受益者	高低木	芝生	環A 1	環B 2
周辺環境との調和	景観の向上	周辺住民				×
	工場施設の目隠し	周辺住民		×	×	
防災	輻射熱の減少、延焼遮断	周辺住民				
	災害時の避難地	周辺住民				
騒音低減	騒音の減衰	周辺住民				
大気浄化	大気汚染物質の吸収	従業者・周辺住民			×	×
気象緩和	温度の吸収・蒸散活動による乾燥抑制	従業者・周辺住民				×
	日射の遮断	従業者		×	×	×
就業環境改善	リラックス効果	従業者				
	視覚等疲労の回復	従業者				×
地球温暖化対策	CO <sub>2</sub> の吸収	地球規模			×	×
ヒートアイランド対策	工場廃熱の抑制	周辺住民・都市住民		×	×	×
	海風の通路	都市住民				×
生物多様性対策	生物の多様性確保				×	×

(注) ○：効果大、△：効果あり、◇：効果小、×：効果なし

1：環境施設の中の噴水、グラウンド、池等

2：環境施設の中の一般に開放された体育館等

構造改革特区等で要望されている緑地等に関する効果・機能の評価

効果	具体的作用	主な受益者	非遮断 3	重複 4			環境施設 関連 5
				屋上	壁面	その他	
周辺環境との調和	景観の向上	周辺住民	、				×
	工場施設の目隠し	周辺住民	、×			×	
防災	輻射熱の減少、延焼遮断	周辺住民	、	×	×		
	災害時の避難地	周辺住民	、	×	×		×
騒音低減	騒音の減衰	周辺住民	、	×	×		
大気浄化	大気汚染物質の吸収	従業者・周辺住民	、				×
気象緩和	温度の吸収・蒸散活動による乾燥抑制	従業者・周辺住民	、				×
	日射の遮断	従業者	、×	×	×		×
就業環境改善	リラクセス効果	従業者	、				×
	視覚等疲労の回復	従業者	、				×
地球温暖化対策	CO <sub>2</sub> の吸収、排出抑制	地球規模	、				
ヒートアイランド対策	外部への工場廃熱の抑制	周辺・都市住民	、×				
	海風の通路	都市住民	、				×
生物多様性対策	生物の多様性確保		、				×

(注) 〃：効果大、○：効果あり、△：効果小、×：効果なし

3：工業団地及び工場集合地の特例に算定する緑地について、遮断性の要件を緩和したもの（事例集参照）であり、その効果は高木低木等の植栽と同様である。

4：「重複」とは、環境施設以外の施設と緑地等が重複している場合の緑地をいう。

うち、「屋上・壁面」とは、建築物緑化とも言われており、屋上や壁面に緑地を整備すること。ここでは、ほぼ全ての工場で採用可能な種類（コケ・セダム等の厚い土壌を必要としないもの）を念頭に評価。いわゆる屋上庭園等を意味しない。

また、「その他」の例としては、駐車場上の藤棚、配管下の緑地、駐車場下の緑地保護ブロック等が提案されている。

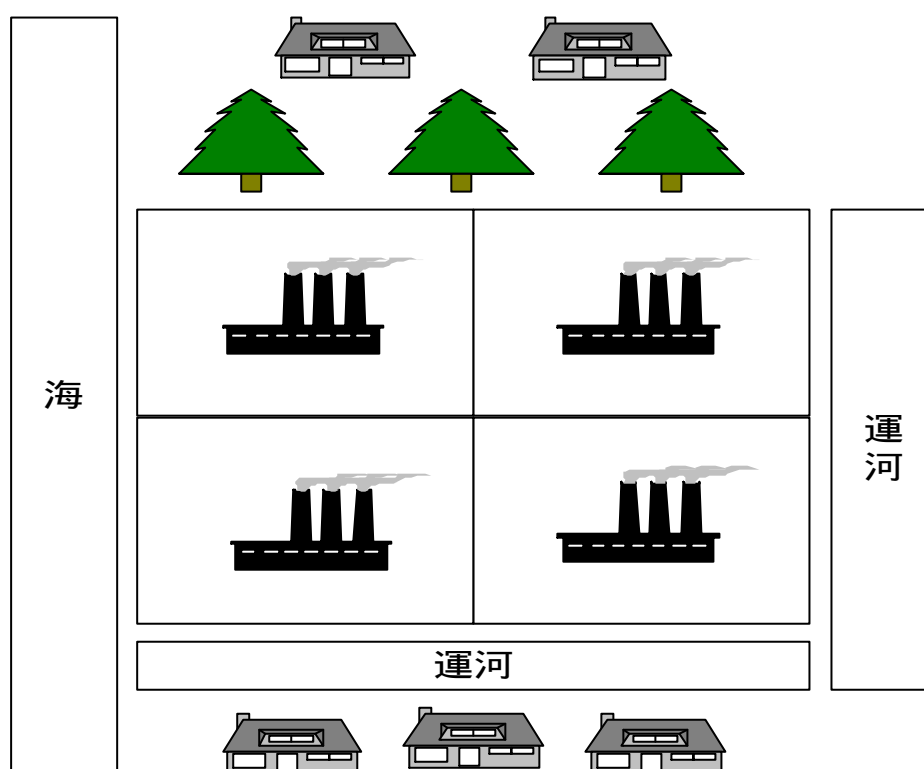
5：新エネルギー発電施設、雨水貯留施設、公害防止施設（油水分離装置やNO<sub>x</sub>分解施設など）

上記の緑地等の候補は、要望者によれば、従来までの緑地等と比較して効果・機能が低いものの、地域全体の広域的観点から見た効果・機能としては評価が高いものであるとして要望されている。

## (2) 集合地特例等において認める緑地等の遮断性要件の検討

### 現状

準則第6条において、「工業集合地に隣接する一団の土地に、周辺の地域との遮断性を有する緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより、地域における緑地等の整備の前進につながるなど、周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる」と規定されており、工業集合地特例を適用する際、「住宅等と遮断性を有する」ことが、本特例による緑地と認められる要件となっている。模式的に表すと以下の図のようになる。



### 自治体等の要望

遮断性のない緑地等についても、これを集合地特例が適用される緑地等として認めるよう求める声がある。これは、工業集合地という自然発生的に複数の工場が集合している地域において、集合地に住宅等と遮断性を有する緑地等を新たに整備することが非常に困難であること、地域の実情から考えて、遮断性のない緑地でもヒートアイランド対策につながるなど大きな効果がもたらされると予測されていること、などの理由からであろうと思われる。

### 具体的な例

- ・ 遮断性のない緑地（27ページ）



## 「遮断性」要件の趣旨

そもそも、遮断性のある緑地等を集合地において整備することを要求したのは、工場地域と周辺生活環境と調和させるため。そのため、集合地については、複数の工場を全体として1つと捉え、工場敷地外であっても集合地と住宅地との間に整備された緑地があれば、その緑地を当該集合地の緑地として取り扱うことを認める趣旨であると考えられる。

## 遮断性と周辺生活環境との調和

確かに、遮断性を有する緑地であれば、すなわち周辺生活環境との調和に直接的に結びつくものであるが、遮断性がなくとも集合地と周辺生活環境との調和に効果がある緑地であれば、工場立地法の趣旨にかなう。

ただし、遮断性を有する緑地と比較して、地域の周辺生活環境との調和に資することが明確になりづらいこと、また、同じ緑地でも地域によって認めることの是非が異なることから、その判断は一義的には地域の実情に通じた地方公共団体が総合的に判断して認定すればよいのではないか。

具体的には、当該集合地全体の緑地整備の状況、当該地域全体から見た広域的な観点からの効果の大きさ、認定する緑地の整備にあたって原則として工場側が負担していること、等を指針として、地方公共団体が個別具体的な事情に即して判断する、といったことが考えられる。

## 検討課題

工場と周辺生活環境の調和を図るために、一定の条件を付した上で、遮断性の要件を見直すべきではないか。

### (3) 緑地と環境施設以外の施設との重複に関する検討

#### 現状

現在、環境施設以外と重複している緑地については、緑地として認めないこととしている。環境施設と緑地が重複する場合に緑地として認めている趣旨は、環境施設と重複する場合には環境施設は緑地に準ずるものとの扱いをしていることから緑地としているためである。

#### 自治体や事業者からの要望

屋上緑化をはじめ環境施設以外の施設等と重複しているものを緑地として認めるよう要望する声が多い。特に、緑地を整備する余地がなく工場建物の建て替えが進められない既存工場に関するものが多い。このため、緑地の整備が進まない原因となっているという指摘もなされている。

##### 具体的な例

- ・ 駐車場緑化 ( 28 ページ )
- ・ パイプラック下の緑化 ( 29 ページ )
- ・ 屋上緑化 ( 30 ページ )
- ・ 壁面緑化 ( 31 ページ )

#### 従来までの緑地等との比較

地方公共団体や事業者からの要望が大きく、一定程度の緑地に類する効果が期待できるとはいえ、従来までの工場立地法が認めていた緑地等が期待されている効果と比較すると、これらの緑地等の効果はそれほど大きくないと思われ、通常の緑地としては認められないと考えるべきではないか。

#### 限定的に認める場合のあり方

環境施設以外の施設と重複しているものを従来までの工場立地法上の緑地等と同列に論じることが適切ではない場合、通常の緑地としては認めないこととなる。ただ、従来までの緑地を整備する余地もなく、工場のリニューアルも進まないという状況においては、緑地整備も工場リニューアルも進まない結果となっている。そのため、例えば以下のような条件の全て又はいくつかをクリアしていることを条件として緊急避難的に上記の施設の設置を求めることとしてはどうか。

既存工場であること

スクラップアンドビルドに伴うものであり、かつ、ビルド面積がスクラップ面積を超えないこと

敷地内に従来までの緑地を整備する余地がないこと

景観、防災等の効果の受益者である周辺住民への影響が軽微であること  
地域全体を見て効果があること  
その他地域の実情に応じて合理的であると地方公共団体が判断すること

### 検討課題

環境施設以外の施設と重複している緑地等について、従来認めていた緑地の効果と同等の効果があるといえるか。

従来認めていた緑地と同様の効果がない場合、従来の緑地を整備する余地のない工場でリニューアルを促進する見地から、こうした施設の設置を求めることでは可能か。

## (4) 環境施設の範囲に関する取り扱いについての検討

### 現状

「環境施設」とは、工場立地法施行規則第4条に掲げられているものであり、緑地に準じた効果があるものであって、周辺生活環境の保持に寄与するものを念頭に置いている。環境施設か否かについての具体的な判断基準としては、以下の通りである。

オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること  
屋内運動施設及び教養文化施設であって、一般の利用に供されるよう管理されていること

#### 工場立地法施行規則第4条

法第4条第1項第1号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

1 噴水、水流、池その他の修景施設 2 屋外運動場 3 広場 4 屋内運動施設（一般の利用に供するものに限る。） 5 教養文化施設（一般の利用に供するものに限る） 6 前各号に掲げる施設に類するもの

### 自治体等からの要望

新エネルギー発電施設、NO<sub>x</sub>を分解する建材を使用した施設や雨水浸透施設などを環境施設として認めるよう要望する声が多い。また、一般の利用に供されるよう管理されていることが要件となっていることが、環境施設の設置が進まないという指摘もなされている。

### 従来までの環境施設との比較と取り扱い

上記要望されている施設は、従来までの環境施設と比較して、景観の向上やリラックスタイムといった効果は期待できないが、クリーンエネルギーの活用を通じたCO<sub>2</sub>削減、それに伴う省エネ効果による廃熱の抑制、公害物質の分解、雨水浸透による雨水流出抑制といった、特定の面で効果が期待できる。そこで、これらの施設を環境施設と同様に取り扱うのであれば、工場と周辺生活環境との調和の観点が必要であるにも関わらず、上記の施設について、そうした効果が期待できないことを踏まえ、周辺生活環境に関する特定の面での効果が大きい施設であること等を条件とすべきではないか。

### 検討課題

工場立地法の緑地等に期待される新たな効果・機能を踏まえ、公害防止施設等の特定の面での効果が大きい施設であれば、これを認めても良いのではないか。

### 3. 緑地面積率、環境施設面積率

- ・緑地等の面積率（緑地：20%、環境施設：25%）の変更の要否

#### 具体的な検討内容

緑地面積率や環境施設面積率は、現在、それぞれ20%、25%となっているが、これを変更するよう求める声は構造改革特区等で上がっている。そのため、現在の工場における緑地整備、自治体の状況等を踏まえて、緑地等の面積率について変更の要否を検討する。

#### 現行基準

現在、緑地面積率を20%、環境施設面積率を25%としているところ、この基準を変更することを求める声がある（特に緩和する方向での要望）。しかし、現在の全国の工場における緑地面積率・環境施設面積率は、それぞれ約15%、約19%に達しており、昭和48年に現行の工場立地法になって以来、緑地面積率、環境施設面積率ともに少しずつであるが一貫して向上してきている。

こうした中で、この基準を引き下げれば地域や工場によっては緑地整備に向けた努力が鈍化することが懸念される一方、これを引き上げれば地域や工場によっては緑地整備に対する諦めが出来することも懸念される。

なお、地方公共団体が制定している緑化条例のうち敷地面積に対する緑地面積の割合について規定しているものも多い。（自治体の緑化条例の整理については、「5.（1）地方公共団体の緑化条例等」参照。）

そこで、現行の緑地面積率20%、環境施設面積率25%の基準は変更すべきではないと思われるがどうか。

#### 検討課題

緑地面積率（20%）、環境施設面積率（25%）の基準を変更する必要はない。

## 4 . 緑地面積率、環境施設面積率に関する地域準則

- ( 1 ) 地域準則の現状
- ( 2 ) 地域準則のあり方

### 具体的な検討内容

緑地面積率：20%、環境施設面積率：25%という基準に対して、自治体が条例を制定して地域を限定しつつ自由に基準を設定できる、いわゆる地域準則は、地域の実情に応じて柔軟な基準を設定できるよう導入されたものであり、現在、地域を限定して±5%の幅の範囲で自由に設定できるとされている。これにつき、構造改革特区等において、地域準則の幅の範囲を拡大するよう求められており、地域の実情をどの程度勘案するのかにつき検討する。

### ( 1 ) 地域準則の現状

#### 地域準則とは

緑地面積率、環境施設面積率について、それぞれ±5%の範囲で、都道府県及び政令指定都市が条例によって導入するもの。導入が可能な地域等に関しては以下のように規定している。

	導入できる用途地域
第1種地域 ( + 5 % )	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、特に緑地及び環境施設の整備に配慮すべき区域（都市計画法の用途地域の定めのある地域では、第2種区域以外の区域の区分に原則従う）
第2種地域 ( - 5 % )	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、緑地及び環境施設の整備が必要な区域（都市計画法の用途地域の定めのある地域では、工業専用地域、工業地域の区分に原則従う）

#### 導入した地方公共団体のその後の状況

地域準則を導入した地方公共団体は2県3市（神奈川県、三重県、北九州市、横浜市、川崎市）。地域準則の導入に伴い、緑地面積率基準が引き下げられた地域において緑地・環境施設の面積率が低下する事態は発生していない。

	神奈川県	横浜市	川崎市	三重県	北九州市
1. 条例制定の背景	京浜工業地帯の産業の空洞化 工業等制限法の見直し	同左	同左	四日市臨海部工業地帯の再生	既存工場が多く、施設の老朽化が進行
2. 条例名称制定・施行時期	工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例 ・H12.10.17 公布 ・H13.4.1 施行	横浜市工場立地法地域準則条例 ・H12.2.25 公布 ・H12.4.1 施行	川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例 ・H12.10.2 公布 ・H12.11.1 施行	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例 ・H14.12.26 公布 ・H15.1.15 施行	工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例 ・H11.6.14 公布 ・H11.6.14 施行
全特定工場					
条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H15.1	H11.6
条例施行前の緑地面積率	16.71	11.3	9.88	19.18	12.46
現在の緑地面積率	16.82(H15.3)	11.85	10.09	19.21	12.66
既存工場(上記の内数)					
条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H15.1	H11.6
条例施行前の緑地面積率	14.72	10.6	9.40	13.65	11.41
現在の緑地面積率	14.95	11.1	9.59	13.71	11.40

### 地方公共団体の緑化条例等

全国の地方公共団体でも緑地整備を求める条例等が制定されており、努力義務を課している緑化条例を含めると、全国で526の地方公共団体で589の条例が制定されている。また、そのうち、努力義務だけではなく、具体的に報告義務等を課している地方公共団体も多数に上っている。地域における緑地整備の意識が高まっていることを示すものと思われる(参考資料参照)。

## ( 2 ) 地域準則のあり方

### 地域準則制度の導入後の状況

緑地整備の促進にある程度つながっている

制度導入後6年を経過しているにもかかわらず、地域準則制度を導入している地方公共団体が5団体にとどまっている

用途地域によっては数%程度の緑地面積率でしかない地方公共団体があるものの、地域準則制度を導入する動きがない

地域準則の幅のあり方に改善すべき点があると思われる。

### 地域準則制度の趣旨

緑地及び環境施設面積率について、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かく柔軟に設定できることが本旨

### 地方公共団体における緑地整備促進への対応

地域準則制度を導入する際、対象地域を用途地域ではなく街区で指定したり、対象工場を既存工場に限定して適用したりするなど、地域の実情に応じて工夫している

各地で緑化条例が制定され、その中で工場にも緑地整備を求めるものがあるなど、緑地整備につき地方公共団体自身が積極的に対応している

緑化条例など緑地整備に対する地方公共団体の取り組みが進んでいることは、地方公共団体が地域準則制度を工夫しながら導入する潜在的可能性を示している

### まとめ

国が地域準則の幅を全国一律の基準で設定していることは、地域の実情に応じてきめ細かく柔軟に対応できるようにするために導入した趣旨と矛盾しているようにも思われる。

そこで、緑地面積率・環境施設面積率の地域準則の幅について、全国一律ではなく地域の実情に応じた対応を可能にすべく、 $\pm 5\%$ といった国による数値幅の設定をしないこととしてはどうか。

具体的には、地域準則に数値による幅を規定せず、工業の用に供する地域は緑地整備のために引下げを認め、それ以外の地域では引上げを認めるという原則を示すのみとし、具体的な基準値については、地方公共団体が地域の実情に応じた工夫を考案できるように改正することが考えられる。

なお、地域準則の導入には、地方公共団体による条例の制定が必要であることから、地域住民の意見も反映されることとなっている。

### 検討課題

地域準則の数値による幅を国が全国一律に規定すべきか。



## 緑地の定義拡大に関する主な自治体からの要望 (平成15年9月：自治体向けアンケートを実施)

### 1. 屋上緑化

- ・ 緑地に関しては舗装技術や屋上緑化技術の向上に伴い、駐車場の芝生の保護ブロックを配置する手法や、屋上庭園などによる緑化の場合であっても、直植えの植栽と比較しても遜色が無い場合があり、緑地の定義に含めても問題がない。

### 2. 壁面緑化

- ・ 屋上緑化等の技術も定着しており、実際の効果も認められる。これらの緑化については緑地として認められないか

### 3. 駐車場の緑化ブロック

- ・ 駐車場でも美観等の面を兼ね備えたものは、環境施設に含む

### 4. 配管下、藤棚下の駐車場

- ・ パイラック下の芝地のように、生産施設と立体的に重なっている緑地は立地法上の緑地面積にカウントできないことになっているが、生育状況から判断しても緑地としてカウント可能ではないか。
- ・ パイプやラック下の芝生その他の地被植物で被われているもの及びプランターなどについても緑地として欲しい。また10㎡未満の緑地やプランターなどについても緑地として欲しい。
- ・ 藤棚の下が駐車場になっている場合

### 5. 遮断性のない緑地

- ・ 工業集合地特例の緑地の定義について工業団地特例と同じとし、遮断性を有しない緑地についても緑地として計上できるようにして頂きたい。(特に臨海部で工場が集積している埋立地については遮断性を有する緑地が殆ど取れない。
- ・ 開発行為などに伴い整備され、その帰属が地方公共団体となる緑地、公園などを、工場立地法という緑地、環境施設と認める。

### 6. 環境面で効果のある建築資材、公害防止施設など

- ・ RPS法において、新エネルギー発電施設として認定を受けた場合、それ自体が環境に配慮されたものであり、工場立地法の届出対象外としていただきたい。
- ・ 公害防止施設(油水分離装置など)を環境施設の定義に含める。

### 7. 一般の利用に供する要件の緩和

- ・ 環境施設のうち、屋内運動施設、教養文化施設については、一般の利用に供するものに限って環境施設として認められているが、従業員の利用に供する場合でも環境施設として認める。